

○みやこ町子ども医療費の支給に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第69号

改正 平成20年9月11日規則第22号

平成28年6月29日規則第23号

令和2年12月18日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、みやこ町子ども医療費の支給に関する条例（平成18年みやこ町条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の認定申請の手続)

第2条 条例第5条の規定により、子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ子ども医療費受給資格認定申請書に次に掲げる書類を添え、これを町長に提出しなければならない。子ども医療費の受給資格の認定を受けた者が、同条後段の規定により、改めて子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする場合においても、同様とする。

(1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証（以下「被保険者証等」という。）

(2) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類

(3) 条例第3条に規定する保護者及びその配偶者の所得の状況を明らかにする書類

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(医療証の交付及び未交付の通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による子ども医療証（以下「医療証」という。）の交付は、町長が同条同項の受給資格者に対して医療証の交付の可否を子どもごとに審査した上、行うものとする。

2 町長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して当該受給資格者に対し通知するものとする。

(医療証の更新申請等)

第4条 条例第2条第2号イに掲げる乳幼児及び第3号に掲げる児童の受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、子ども医療証更新申請書により医療証の更新を申請することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による医療証の更新申請について準用する。

3 受給資格者は、医療証の有効期限が満了したときは、当該医療証を速やかに町長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第5条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、子ども医療証再交付申請書を町長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第6条 条例第7条で規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局、同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他町長の定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）とする。

(子ども医療費の請求)

第7条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、子ども医療費の支払を町長に請求しようとするときは、請求書を町長に提出しなければならない。ただし、子どもが国民健康保険の被保険者以外の場合にあっては、子ども医療費請求書を提出するものとする。

(子ども医療費の支給申請)

第8条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、子ども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて、子ども医療費支給申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、子どもがみやこ町国民健康保険の被保険者であって、当該子どもに係る子

ども医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(子ども医療費に関する決定の通知)

第9条 町長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、子ども医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。この場合において、子ども医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(届出)

第10条 条例第9条で規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所及び氏名
- (2) 子どもの世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）の住所及び氏名
- (3) 受給資格者の住所及び氏名（受給資格者が被保険者でない場合のみ）
- (4) 子どもの死亡
- (5) 子どもの被保険者等
- (6) 子どもの被保険者等に係る保険者
- (7) その他町長が必要と認める事項

2 受給資格者は、条例第9条の規定により、届出をしようとするときは、子ども医療変更届に医療証を添え、これを町長に提出しなければならない。

3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、子ども医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、これを町長に提出しなければならない。

4 受給資格者は、子ども医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を直ちに町長に届け出なければならない。

(様式)

第11条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 子ども医療費受給資格（認定・更新）申請書兼台帳 様式第1号
- (2) 子ども医療証（3歳未満用） 様式第2号
- (3) 子ども医療証（3歳以上用） 様式第3号
- (4) 子ども医療証再交付申請書 様式第4号
- (5) 子障親医療費請求書（医科・歯科用） 様式第5号

- (6) 子障親医療費請求書(調剤用) 様式第6号
- (7) 子障親訪問看護療養費請求書 様式第7号
- (8) 子ども医療費支給申請書 様式第8号
- (9) 子ども医療変更届 様式第9号
- (10) 第三者の行為による被害届 様式第10号
- (11) 子ども医療費受給資格喪失届 様式第11号

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の犀川町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和57年犀川町規則第7号)、勝山町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(平成11年勝山町規則第2号)又は豊津町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(平成15年豊津町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年9月11日規則第22号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成28年6月29日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後のみやこ町子ども医療費の支給に関する条例施行規則の規定より、受給資格の認定及び受給資格者に対する子ども医療証の交付に必要な手続をすることができる。

附 則(令和2年12月18日規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後のみやこ町子ども医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、受給資格の認定及び受給資格者に対する子ども医療証の交付に必要な手続をすることができる。

様式第1号（第11条関係）

様式第2号（第11条関係）

様式第3号（第11条関係）

様式第4号（第11条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第11条関係）

様式第10号（第11条関係）

様式第11号（第11条関係）